

令和 年 月 日

(宛先) 座間市長

申請者

主たる事務所の所在地

名 称

理事長の氏名

㊟

税額控除に係る証明申請書

租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定される要件を満たしていることについて証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請する要件

- <要件1>第3号イ(2)に規定された要件
- <要件2>第3号イ(1)に規定された要件

2 実績判定期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

3 添付書類

- 寄附金受入明細書
- チェック表 (<要件1 (緩和要件に該当する場合)、要件2 >の場合)

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号ロに規定された書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

様式4

令和 年度分 寄附金受入明細書

法人名

所在地

令和 年 月 日～令和 年 月 日

No.	氏名、名称	住所、事務所の所在地	寄附金額	受領年月日	備考

※同一の者からの寄附金額のうち、基準限度超過額がある場合は、備考欄に記載してください。

上記寄附金の受領については、事実相違ありません。

社会福祉法人〇〇〇〇〇〇〇 理事長

印¹

¹ 署名 又は 記名押印

(記載例)

No.	氏名、名称 (個人)	住所、主たる事務所の所在地	寄附金額	受領年月日	備考
1	○山 ○太	座間市座間1-〇-〇	3,000	平成23年5月5日	
	○山 ○太	座間市座間1-〇-〇	3,000	平成23年12月24日	1と同一人
2	□川 □助	座間市座間1-〇-〇	2,000	平成23年8月15日	
	□川 □子	座間市座間1-〇-〇	2,000	平成23年8月15日	2と同一生計
3	◇◇ ◇◇	座間市入谷3-〇-〇	10,000	平成24年1月3日	
4	△△ △△	座間市入谷3-〇-〇	4,500	平成23年10月10日	
5	〇〇 〇〇	座間市入谷5-〇-〇	6,000	平成23年12月24日	
	(法人)				
111	〇〇株式会社	座間市東原2-〇-〇	3,000	平成23年5月5日	
	〇〇株式会社	座間市東原2-〇-〇	3,000	平成23年10月10日	111と同一人
112	社会福祉法人□□	座間市東原3-〇-〇	3,000	平成23年12月24日	
113	宗教法人◇◇	座間市栗原中央4-〇-〇	10,000	平成23年8月15日	
114	特定非営利活動法人△ △	座間市南栗原1-〇-〇	7,000	平成23年8月15日	

(記入に当たっての注意事項)

- ・事業年度ごとに作成してください。

(寄附件数等のカウントについて)

- ① 同じ事業年度内に、同一の法人や個人から複数回に分けて寄附金を受け取った場合、まとめて1件としてカウントします。

したがって、ある方からの1度の寄附金額が3,000円に満たない場合であっても、寄附金額の合計が同一事業年度において計3,000円以上であれば、寄附者1人としてカウントすることができます。

同一の法人や個人からの複数回の寄附が、複数の事業年度にまたがる場合には、それぞれの事業年度ごとに1件ずつカウントすることができます。

- ② 現物による寄附を受けた場合には、時価による価額でカウントすることが出来ます。
- ③ 法人からの寄附も1件としてカウントすることができます。
- ④ 寄附者本人と生計を一にする者を含めて、1人として判定します。

例1) ある事業年度において、2,000円の寄附金を支出した者と生計を一にする配偶者・親子から1,000円の寄附があった場合には、これらを合算し「1人から3,000円」の寄附としてカウントします。

例2) ある事業年度において、5,000円の寄附金を支出した者と生計を一にする配偶者・親子から3,000円の寄附があった場合には、いずれか一方の者のみを寄附者としてカウントできます。(もう一方の者は100人にカウントすることはできません。)

- ⑤ 申請する法人の役員である者及びその役員と生計を一にする者は、寄附者としてカウントすることはできません。
- ⑥ 絶対値要件(要件1)の判定に用いる寄附者は、寄附者の氏名・名称、住所・所在地が明らかなものに限ります。したがって、匿名の寄附者についてはカウントすることが出来ません。
- ⑦ 自然人及び法人のみが寄附者としてカウントすることができ、法人格のない任意団体からの寄附については、カウントすることができません。同窓会や後援会等は、法人格を持たない場

合がありますので、ご注意ください。法人格を持つ同窓会や後援会等が複数の寄附者からの寄附をまとめて学校法人に寄附した場合、寄附者は当該法人1人（1法人）としてカウントしてください。

任意団体からの寄附のうち、代表者の名義の寄附については、代表者を1人としてカウントすることができます。また、任意団体に寄附をした個々の寄附者の氏名、住所、寄附年月日及び寄附金額が確認できる場合には、個々の寄附者ごとに1人としてカウントすることが可能です。この場合、「寄附者名簿」には任意団体ではなく、個々の寄附者の氏名を記載してください。